

## 厚木市環境審議会委員公募の選考等に関する基準

### 1 選考委員会の設置及び選考委員

- (1) 厚木市環境審議会の公募による委員を選任するに当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、「厚木市環境審議会に係る委員公募選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、環境農政部長、循環型社会推進担当部長、環境政策課長、生活環境課長、環境事業課長、環境施設担当課長、農業政策課長、農林・鳥獣対策担当課長、都市農業支援担当課長をもって構成し、選考委員長には、環境農政部長を充てる。
- (3) 選考委員会の事務局は、環境政策課に置く。

### 2 選考数

募集人員及び次点1人を選考する。

### 3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市環境審議会委員応募申込書（以下「申込書」という。）と、応募の動機及び小論文等を基に、総合的観点から公募委員としての適格について、次表の評価項目に従い5段階評価で採点し、協議・決定するものとする。なお、選考委員に配布する申込書は氏名及び住所を伏せたものとする。

また、評価点の得点合計が満点の60パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点（5段階評価）				
本市の環境保全に対する意欲や熱意	5	4	3	2	1
環境問題に対する考え方	5	4	3	2	1
環境審議会における役割	5	4	3	2	1
提出された文章の内容	5	4	3	2	1
環境関連活動の経験や環境保全に対する知識	5	4	3	2	1

【配点基準】 委員として… 5点：大いに期待できる 4点：ふさわしい 3点：普通 2点：ややふさわしくない 1点：ふさわしくない

### 4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。